東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画神宮外苑地区地区計画を次のように変更する。

名　　称	神宮外苑地区地区計画
位　　置	港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ケ谷一丁目、千駄ケ谷二丁目及び神宮前二丁目各地内
面　　積	約６６．０ｈａ
地区計画の目標	本地区は、大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、昭和 39 年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であり、「2020 年の東京」計画（2011 年 12 月策定）において、「スポーツクラスター」として、集客力の高い、にぎわいと活力のあるまちの再生が方向付けられている。 今後、国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国内外から多くの人が訪れる世界的競技大会の開催が可能となるスポーツ拠点を創造する。また、神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神宮外苑地区一帯において、緑豊かな風格ある景観の創出、地下鉄駅などを含むバリアフリー化された歩行者空間の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進する。 これらの地域特性を生かして、以下に掲げる将来像にふさわしい市街地の形成を図る。 １　大規模スポーツ施設等が集積し、国内外から人々が集うまち 大規模スポーツ施設及びその関連施設を中心としたさまざまな施設の集積地区としての特色を生かし、国立霞ヶ丘競技場をはじめとした既存施設の更新及び周辺基盤の整備を推進し、国内外からの集客力が高くにぎわいあふれるスポーツ・文化・交流のまちを形成する。 ２　首都東京の顔にふさわしい、緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち 神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨む首都東京の象徴的なビスタ景を保全するとともに、風格ある景観を維持していく。一方で、鉄道駅周辺や幹線道路沿道では、商業、業務、交流等の都市機能の更新・導入を促進し、国内外から人々が集う、東京の顔となる地区にふさわしい風格と活力とが共存する魅力あるまちを目指す。 ３　誰もが利用しやすく、安全・安心で快適なまち 多くの人が訪れる地区として、公園施設や駅関連施設のユニバーサルデザインに配慮しつつ、立体的な歩行者ネットワークを形成することにより、高低差のある地形上の課題を解消して、歩行者動線のバリアフリー化を推進する。また、神宮外苑の広場、主要スポーツ施設等については、都立明治公園と一体となった大規模災害時の防災拠点として位置付け、防災性を強化するとともに、樹林地などの緑豊かな自然環境を保全し、安全・安心で快適なまちを形成する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	区域を以下の地区に区分して適正な土地利用を誘導し、それぞれの機能が適正に分離されつつ調和した良好な複合市街地を形成する。 1　大規模スポーツ施設、公園、既存施設等の再編・整備を図る地区（A地区） ・国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、既存スポーツ施設や関連施設等の更新・集約を進めるとともに、それに合わせて公園・広場や区道、街区等の再編整備を図り、スポーツ・文化・交流の魅力に富んだ世界に誇れるわが国のスポーツの拠点（スポーツクラスター）の形成を図る。 ・青山通り沿道等において、土地の高度利用化を促進して優良な民間開発を誘導し、業務、商業、文化、交流等の都市機能の導入を図ることにより、魅力のある複合市街地を形成する。また、地区内の歩行者動線に沿って地区の魅力や活力の増進に資するにぎわい施設等の導入を図る。 2　明治神宮聖徳記念絵画館、神宮外苑いちょう並木を中心とした緑豊かな風格ある都市景観を保全し、緑と調和した空間整備を図る地区（B地区） ・歴史的な建築物や後背地の緑地環境を保全し、神宮外苑の４列のいちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨むビスタ景をはじめとした風格ある都市景観の形成及び豊かな緑と調和した憩いと安らぎの空間整備を図る。 ・明治神宮外苑の創建趣旨を継承した明治神宮聖徳記念絵画館の前景となる広場を創出し、歴史と象徴性を感じる空間整備を図るとともに、スポーツ・文化交流機能の導入により人々に親しまれる空間形成を図る。 3　スポーツクラスターへの玄関口として、印象に残る景観形成を図る地区（C地区） ・青山通りや地下鉄駅からの安全で快適な歩行者動線と滞留空間の確保を図るとともに、印象に残る魅力的な景観形成を図る。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	大規模スポーツ施設をはじめとする集客性の高い施設が集積し、多くの人が訪れる地区特性を踏まえ、国立霞ヶ丘競技場の建替え等を契機として、以下の方針に基づいて必要な公共施設等の再編・整備等を行う。 １　道路及び歩行者ネットワーク等の整備等の方針 ・地区に隣接する各駅から周辺市街地や地区内のスポーツ施設等への結節機能の向上を図りつつ、歩行者流動を円滑化し、地区内の公園及びオープンスペース、にぎわい施設等の間の回遊性を創出するため、地形条件等も踏まえて、都市公園内の通路と連携したバリアフリー動線を整備するとともに、公園やオープンスペースをつなぐ民地内の歩行者通路を確保するなど、安全で快適な歩行者ネットワークを整備する。 ・世界に誇れるスポーツ施設の集積地区として、施設の更新・集約・再編整備等に合わせ、自動車・歩行者とも、より安全で利用しやすい道路ネットワークの再構築を図る。国立霞ヶ丘競技場の建替えに伴い、新競技場敷地内における安全で快適な歩行者空間を整備する。 ・神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨む首都東京の象徴的な眺望を保全するため、いちょう並木を形成する区域の一部を、緑道として位置付ける。 ２　公園及びオープンスペース等の整備の方針 ・現在の都立明治公園の一部が新国立競技場の敷地に編入されることから、立体都市公園制度を活用して都立明治公園を再編整備する。また、地区内の歩行者ネットワークの形成にも資するよう、再編整備後の公園と一体的にオープンスペースを確保する。 ・大規模スポーツ施設の集客性を踏まえ、施設利用の利便性・快適性及び安全性・防災性を確保するよう、歩行者滞留空間となるオープンスペースを整備する。また、歩行者滞留空間と公園とが一体となった開放感のある良好な環境を形成する。 ・大規模スポーツ施設の連携と都市計画公園としての多様なアクティビティを誘発して、日常的ににぎわいを感じる公園とするため、「公園まちづくり制度」を適用して大規模なオープンスペースを整備する。
	建築物等の整備の方針	様々な機能が調和した良好な複合市街地を形成するため、以下の方針に基づき、建築物等の適切な誘導、整備を図る。 １　土地利用の方針に掲げた個性ある地区の実現を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 ２　Ａ地区については、良好な都市空間の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度など、地区特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。 ３　風格ある都市景観の創出を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 ４　道路、公園などの都市基盤施設の整備や「公園まちづくり制度」の適用による土地利用転換を踏まえ、将来の公園区域再編後見直す指定容積率を、Ａ－８－a 及びＡ－８－ｂ地区はおおむね４００％、Ａ－８－ｃ地区はおおむね６００％と設定し、地域の環境の整備、改善等に資する建築計画の内容を適切に評価して容積率の最高限度を指定することにより、区域特性に応じた建築物の整備を誘導する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	緑化等の方針	神宮外苑の良好な風致の保全とスポーツ施設等の集積による活力あるまちづくりの推進を実現するため、地区全体で緑化を図り、緑豊かな都市環境を保全・強化する。 １　神宮外苑いちょう並木をはじめとする歴史的な景観や緑地等の保全など、地区資源を活用した風格ある緑の環境づくりを推進する。 ２　大規模スポーツ施設の人だまり空間や、歩行者ネットワークと調和した緑化を積極的に推進し、魅力的な都市環境の創出・強化を図る。
再開発等促進区	位置	港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ケ谷一丁目、千駄ケ谷二丁目及び神宮前二丁目各地内
	面積	約６４．３ｈａ
	土地利用に関する基本方針	国立霞ヶ丘競技場をはじめとした既存施設の更新を図るとともに、公園等の再編、にぎわいの創出等を一体的・連鎖的に進め、全体が調和した複合市街地の形成を図る。 １　Ａ地区 ・既存スポーツ施設及び関連施設等の更新・集約・再編整備等により、新たな時代のスポーツへのニーズに対応した施設の整備を図るとともに、神宮外苑の緑豊かな風格ある都市景観と調和しながら、地区に魅力的なにぎわいを与える商業、文化、交流、業務等機能の集積を図る。 ２　Ａ−１地区 ・東京体育館の施設・機能を維持・更新しながら、都市公園としての歩行者環境の向上を図るとともに、ＪＲ千駄ケ谷駅前に立地する大規模スポーツ施設集積地区の玄関として、魅力ある空間の創出とバリアフリーに配慮したアクセス性の向上を図る。 ３　Ａ−２地区 ・国立霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路等公共施設の再編整備を図る。世界に誇れるホスピタリティ豊かなスタジアム施設と一体となる快適で安全なオープンスペースの整備を図る。また、施設の屋内外において、災害時には帰宅困難者や避難者を受け入れるなど、地域の防災性の向上に資する防災拠点としての活用を図る。 ４　Ａ−３地区 ・国立霞ヶ丘競技場の建替えに合わせて、外苑前駅方面からの新スタジアムへのバリアフリールートの整備を図るとともに、公園の拡充整備を図る。 ５　Ａ−４地区 ・国立霞ヶ丘競技場の建替えに伴う関連施設の集約的な整備を図り、青山通りと地区を連絡する補助線街路第２４号線（スタジアム通り）沿いの魅力的なにぎわいを創出する宿泊、文化、交流、業務等の諸機能の導入を図る。また、外苑前駅方面から新スタジアムへのバリアフリールートや公園や隣接街区と一体的な広場・緑道等の整備を図る。

再開発等促進区	土地利用に関する基本方針	６　Ａ−５地区 ・外苑前駅方面と新スタジアムを結ぶ歩行者動線となるバリアフリールートや公園や隣接街区と一体的な広場・緑道等の整備を図るとともに、既存住宅の更新を通じたにぎわい・交流機能の導入を図る。 ７　Ａ−６地区 ・既存樹木をいかして、緑豊かなオープンスペース等の整備を図るとともに、にぎわいを創出する宿泊・交流等の諸機能の導入を図る。また、地域・景観特性に応じてＡ−６−ａ地区、Ａ−６−ｂ地区に地区を分けて、適正かつ良好な土地利用を図る。 ８　Ａ−７地区 ・秩父宮ラグビー場の建替えとともに、道路と公園の整備を図り、スポーツ交流を促進する文化交流機能を導入する。また、青山二丁目交差点からつながる歩行者デッキや広場、緑道の整備を図る。 ９　Ａ−８地区 ・公園まちづくり制度の適用を通じ、スポーツクラスター形成を支え、補助線街路第２４号線（スタジアム通り）沿いの魅力的なにぎわいを創出する業務、商業、宿泊、スポーツ・交流、展示等の諸機能の整備を図る。 ・また、地区の東西両側に緑道や歩行者デッキの整備を図るとともに、立地特性に応じて、Ａ−８−ａ地区、Ａ−８−ｂ地区、Ａ−８−ｃ地区に地区を分けて適正かつ良好な土地利用を図る。 １０　Ａ−９地区 ・放射第４号線（青山通り）沿いの拠点として、高度利用を通じた業務機能の高次化を図りながら、青山らしい気品のある沿道のにぎわい形成を図る。また、地下鉄外苑前駅との新たな接続通路や緑豊かな広場等の整備により、緑豊かで快適な複合市街地の形成を図る。 １１　Ａ−１０地区 ・隣接するいちょう並木や公園施設としての開放性に配慮しながら神宮球場の建替えを行うとともに、まとまった規模の広場や歩行者デッキを整備する。また、スポーツ交流を促進する宿泊、交流、商業等の諸機能を導入する。 １２　Ｂ地区 ・東京を代表する風格ある都市景観や緑豊かな緑地環境を保全するとともに、歴史を感じるスポーツ交流空間の形成を図る。 １３　Ｂ−１地区 ・いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館へのビスタ景を保全しつつ、スポーツ交流機能の導入を図り、地区の歴史や創建趣旨を継承した明治神宮聖徳記念絵画館の前景となる広場を整備する。 １４　Ｂ−２地区 ・いちょう並木や既存樹木を保全し、緑豊かな都市景観の形成を図る。

再開発等促進区	主要な公共施設の配置及び規模	種　類	名　　称	幅　員	延　長	面　積	備　　考
		その他の公共空地	広場１号	－	－	約３，０００㎡	新設
			広場２号	－	－	約３，０００㎡	新設
			広場７号	－	－	約１５，０００㎡	新設
			広場８号	－	－	約６，８００㎡	新設（昇降施設、植栽を含む。）
			絵画館前広場	－	－	約２５，０００㎡	新設
			景観広場１号	－	－	約８５０㎡	新設（植栽を含む。）
			景観広場２号	－	－	約８５０㎡	新設（植栽を含む。）
			南北通路１号	約１０．５ｍ	約４００ｍ	－	新設（昇降施設、植栽を含む。）
			南北通路２号	約６ｍ	約５５ｍ	－	新設（昇降施設、植栽を含む。）
			南北通路３号	約６～１０．５ｍ	約７０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽を含む。）
			緑道１号	約４ｍ	約２７０ｍ	－	既設
			緑道２号	約４ｍ	約３００ｍ	－	既設
			絵画館周縁緑地	－	－	約１０，０００㎡	既設（公園施設等を含む。）
地区整備計画	位　　置	港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ケ谷一丁目、千駄ケ谷二丁目及び神宮前二丁目各地内					
	面　　積	約５１．９ｈａ					
	地区施設の配置及び規模	種　類	名　　称	幅　員	延　長	面　積	備　　考
		道路	区画道路	約１２ｍ	約８０ｍ	－	新設
		その他の公共空地	歩行者通路１号	約６ｍ	約１６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩行者通路２号	約８ｍ	約２０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽を含む。）
			歩行者通路３号	約８ｍ	約６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩行者通路４号	約６ｍ	約９０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩行者通路５号	約８ｍ	約８０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽、防風対策に資する壁等を含む。）
			歩行者通路６号	約８ｍ	約１５０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽を含む。）
			地下通路	約４ｍ	約１３０ｍ		新設
			歩道状空地１号	約８ｍ	約４９０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩道状空地２号	約８ｍ	約１９０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩道状空地３号	約８ｍ	約３２０ｍ	－	新設（植栽を含む。）

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	歩道状空地４号	約４ｍ	約２１０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩道状空地５号	約４ｍ	約９０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩道状空地６号	約２ｍ	約５０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩道状空地７号	約２ｍ	約６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩道状空地８号	約４ｍ	約１３０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			歩道状空地９号	約４ｍ	約１３０ｍ	－	新設（植栽、防風対策に資する壁等を含む。）
			広場３号	－	－	約１，２００㎡	新設（植栽を含む。歩行者通路を除く。）
			広場４号	－	－	約１，０００㎡	新設（植栽を含む。）
			広場５号	－	－	約４００㎡	新設（植栽を含む。）
			広場６号	－	－	約２，０００㎡	新設（植栽を含む。）
			街角広場１号	－	－	約１，２００㎡	新設（植栽を含む。）
			街角広場２号	－	－	約１，１００㎡	新設（植栽を含む。）
			街角広場３号	－	－	約６００㎡	新設（植栽を含む。）
			街角広場４号	－	－	約８００㎡	新設（地下、昇降施設、植栽を含む。）
			街角広場５号	－	－	約２００㎡	新設（地下鉄出入口、植栽を含む。）
			緑道３号	約４ｍ	約８０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			緑道４号	約４ｍ	約１１０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			緑道５号	約１６ｍ	約２５０ｍ	－	新設（植栽、防風対策に資する壁等を含む。）
			緑道６号	約１０ｍ	約１３０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			緑道７号	約６ｍ	約１５０ｍ	－	新設（植栽を含む。）
			緑地１号	－	－	約６５０㎡	新設
			緑地２号	－	－	約２５０㎡	新設
			緑地３号	－	－	約２００㎡	新設
			緑地４号	－	－	約３００㎡	新設
			緑地５号	－	－	約６００㎡	新設
			緑地６号	－	－	約４，０００㎡	新設（公園施設等を含む。）
			保全緑地１号	－	－	約２，０００㎡	既設

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	保全緑地２号	－	－	約３，５００㎡	既設
			保全緑地３号	－	－	約２，０００㎡	既設
			保全緑地４号	－	－	約４，０００㎡	既設

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名　称	Ａ地区				
				Ａ－１地区	Ａ－２地区	Ａ－３地区	Ａ－４地区	Ａ－５地区
			面　積	約５．４ｈａ	約１２．８ｈａ	約２．１ｈａ	約１．２ｈａ	約０．９ｈａ
		建築物等の用途の制限		次号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物	次号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物	－	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（に）項に掲げる建築物。ただし、建築物に付属する自動車車庫は除く。 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物
		建築物の容積率の最高限度		－	１０分の２５	－	１０分の４５	１０分の４５
		建築物の敷地面積の最低限度		－	－	－	１，０００㎡	１，０００㎡
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等				

<table>
<tr><td rowspan="13">地区整備計画</td><td rowspan="13">建築物等に関する事項</td><td colspan="2">建築物等の高さの
最高限度</td><td>３０ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td>７５ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td>－</td><td>８０ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="4">１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。
２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地区の区分</td><td rowspan="3">名　称</td><td colspan="4">Ａ地区</td></tr>
<tr><td colspan="4">Ａ－６地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ａ－６－ａ地区</td><td colspan="2">Ａ－６－ｂ地区</td></tr>
<tr><td>面　積</td><td colspan="2">約０．５ｈａ</td><td colspan="2">約０．６ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td colspan="4">次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の容積率の
最高限度</td><td colspan="2">１０分の２０</td><td colspan="2">１０分の３５</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の
最低限度</td><td colspan="2">－</td><td colspan="2">１，０００㎡
ただし、地下鉄出入口を除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="4">建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
１）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄出入口など、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの
最高限度</td><td colspan="2">１５ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td colspan="2">５０ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="4">１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。
２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
</table>

地区整備計画

建築物等に関する事項

地区の区分	名　称	A地区			
		A－７地区	A－８地区		
			A－８－a地区	A－８－b地区	A－８－c地区
	面　積	約５．２ｈａ	約１．６ｈａ	約０．７ｈａ	約１．４ｈａ
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物			
建築物の容積率の最高限度		１０分の１５	１０分の２０	－	１０分の９０
建築物の容積率の最低限度		１０分の５ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	１０分の５ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	－	１０分の２０ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの
建築物の建蔽率の最高限度		１０分の６	１０分の８	－	１０分の８
建築物の建築面積の最低限度		５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	－	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの

<table>
<tr><td rowspan="9">地区整備計画</td><td rowspan="9">建築物等に関する事項</td><td colspan="2">建築物の敷地面積の
最低限度</td><td>１，０００㎡
ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。
１）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの
２）便所、休憩所その他これらに類するもの</td><td>１，０００㎡
ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。
１）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの
２）便所、休憩所その他これらに類するもの</td><td>－</td><td>１，０００㎡
ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。
１）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの
２）便所、休憩所その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td colspan="4">建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
１）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの
２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの
最高限度</td><td>５５ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td>８０ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td>－</td><td>１８５ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td colspan="4">１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。
２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地区の区分</td><td>名　称</td><td colspan="2">Ａ地区</td><td colspan="2">Ｂ地区</td></tr>
<tr><td></td><td>Ａ－９地区</td><td>Ａ－１０地区</td><td>Ｂ－１地区</td><td>Ｂ－２地区</td></tr>
<tr><td>面　積</td><td>約１．６ｈａ</td><td>約７．６ｈａ</td><td>約７．５ｈａ</td><td>約２．８ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物</td><td>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物</td><td colspan="2">次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（へ）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</td></tr>
</table>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 ３）南北通路１号を含む敷地においては、宿泊の用に供する部分（次の各号に掲げる部分を除く。）の床面積が７，５００㎡未満の建築物 ア．一の宿泊室の定員が１人の場合にあっては、当該宿泊室の床面積が１５平方メートル未満のもの イ．一の宿泊室の定員が２人以上の場合にあっては、当該宿泊室の床面積が２２平方メートル未満のもの ウ．店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分（宿泊者のみの利用に供するものを除く。） エ．集会場その他これに類する用途に供	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		する部分（宿泊者のみの利用に供するものを除く。） オ．旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第３項に規定する簡易宿所営業及び同条第４項に規定する下宿営業の用に供する部分		
		建築物の容積率の最高限度	１０分の１１５	１０分の１５	１０分の２０	１０分の５
		建築物の容積率の最低限度	１０分の２５ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	１０分の５ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	－	１０分の２ ただし、便所、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。
		建築物の建蔽率の最高限度	１０分の８	１０分の６	１０分の４	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の建築面積の最低限度	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	－	２００㎡ ただし、便所、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。
		建築物の敷地面積の最低限度	１，０００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	１，０００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	－	１，０００㎡ ただし、便所、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの		

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ３）地域冷暖房施設及び地下鉄の給排気施設			
		建築物等の高さの最高限度	１９０ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	６０ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	１５ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	１５ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 ２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。			

注１：容積率の最高限度には、建築基準法第５２条第１４項第１号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成１６年３月４日１５都市建市第２８２号）Ⅱ３（１）又は（２）の用途に供する部分を除くことができる。

注２：容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物の敷地面積の最低限度については、建築基準法第８６条第１項若しくは第２項又は建築基準法第８６条の２第１項の規定による認定に係る公告対象区域とする場合には、これを一の敷地とみなして適用する。

「地区計画、再開発等促進区及び地区整備計画の区域、主要な公共施設及び地区施設の配置、地区の区分並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：都市景観、風致の保全を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新による魅力的なスポーツクラスターと複合市街地の形成を図るため、公園まちづくり制度の適用による都市計画公園の変更の土地利用転換の動きに併せ、地区計画を変更する。

変更概要　　※＿＿＿は、変更又は追加箇所を示す。

名　称	神宮外苑地区地区計画		
位　置	港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、渋谷区千駄ケ谷一丁目、千駄ケ谷二丁目及び神宮前二丁目各地内		
事　項	旧	新	摘要
面　積	約６４．３ｈａ	約６６．０ｈａ	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
地区計画の目標	今後、国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国内外から多くの人が訪れる世界的競技大会の開催が可能となるスポーツ拠点を創造する。また、神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神宮外苑地区一帯において、緑豊かな風格ある景観の創出、バリアフリー化された歩行者空間の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進する。 １　大規模スポーツ施設等が集積し、国内外から人々が集うまち 大規模スポーツ施設及びその関連施設を中心としたさまざまな施設の集積地区としての特色を生かし、国立霞ヶ丘競技場をはじめとした既存施設の更新及び周辺基盤の整備を推進し、国内外からの集客力が高くにぎわい溢れるスポーツ・文化・交流のまちを形成する。 ２．首都東京の顔にふさわしい緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち 神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨む首都東京の象徴的なビスタ景を保全するとともに、風格ある景観を維持していく。一方で、鉄道駅周辺や幹線道路沿道では、商業、業務、交流等の都市機能の導入を促進し、国内外から人々が集う、東京の顔となる地区にふさわしい風格と活力が共存する魅力あるまちを目指す。	今後、国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、地区内のスポーツ施設等の建替えを促進し、国内外から多くの人が訪れる世界的競技大会の開催が可能となるスポーツ拠点を創造する。また、神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる景観を保全するとともに、神宮外苑地区一帯において、緑豊かな風格ある景観の創出、地下鉄駅などを含むバリアフリー化された歩行者空間の整備など、成熟した都市・東京の新しい魅力となるまちづくりを推進する。 １　大規模スポーツ施設等が集積し、国内外から人々が集うまち 大規模スポーツ施設及びその関連施設を中心としたさまざまな施設の集積地区としての特色を生かし、国立霞ヶ丘競技場をはじめとした既存施設の更新及び周辺基盤の整備を推進し、国内外からの集客力が高くにぎわいあふれるスポーツ・文化・交流のまちを形成する。 ２　首都東京の顔にふさわしい、緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち 神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨む首都東京の象徴的なビスタ景を保全するとともに、風格ある景観を維持していく。一方で、鉄道駅周辺や幹線道路沿道では、商業、業務、交流等の都市機能の更新・導入を促進し、国内外から人々が集う、東京の顔となる地区にふさわしい風格と活力とが共存する魅力あるまちを目指す。	

<table>
<tr><th colspan="2">事　項</th><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>３．誰もが利用しやすく、安全・安心で快適なまち
多くの人が訪れる地区としてユニバーサルデザインに配慮しつつ、立体的な歩行者ネットワークを形成することにより、高低差のある地形上の課題を解消して、歩行者動線のバリアフリー化を推進する。また、神宮外苑の広場、主要スポーツ施設等については、都立明治公園と一体となった大規模災害時の防災拠点として位置付け、防災性を強化するとともに、樹林地などの緑豊かな自然環境を保全し、安全・安心で快適なまちを形成する。</td><td>３　誰もが利用しやすく、安全・安心で快適なまち
多くの人が訪れる地区として、公園施設や駅関連施設のユニバーサルデザインに配慮しつつ、立体的な歩行者ネットワークを形成することにより、高低差のある地形上の課題を解消して、歩行者動線のバリアフリー化を推進する。また、神宮外苑の広場、主要スポーツ施設等については、都立明治公園と一体となった大規模災害時の防災拠点として位置付け、防災性を強化するとともに、樹林地などの緑豊かな自然環境を保全し、安全・安心で快適なまちを形成する。</td><td rowspan="2">新たな地区整備計画の策定に伴う変更</td></tr>
<tr><td>区域の整備、開発及び保全に関する方針</td><td>土地利用の方針</td><td>２．明治神宮聖徳記念絵画館、神宮外苑いちょう並木を中心とした緑豊かな風格ある都市景観を保全する地区（Ｂ地区）
・歴史的な都市景観や緑地環境を保全し、より魅力的で利用しやすい地区として整備する。</td><td>２　明治神宮聖徳記念絵画館、神宮外苑いちょう並木を中心とした緑豊かな風格ある都市景観を保全し、緑と調和した空間整備を図る地区（Ｂ地区）
・歴史的な建築物や後背地の緑地環境を保全し、神宮外苑の４列のいちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を臨むビスタ景をはじめとした風格ある都市景観の形成及び豊かな緑と調和した憩いと安らぎの空間整備を図る。
・明治神宮外苑の創建趣旨を継承した明治神宮聖徳記念絵画館の前景となる広場を創出し、歴史と象徴性を感じる空間整備を図るとともに、スポーツ・文化交流機能の導入により人々に親しまれる空間形成を図る。

３　スポーツクラスターへの玄関口として、印象に残る景観形成を図る地区（Ｃ地区）
・青山通りや地下鉄駅からの安全で快適な歩行者動線と滞留空間の確保を図るとともに、印象に残る魅力的な景観形成を図る。</td></tr>
</table>

事　項		旧	新	摘要
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	１．道路及び歩行者ネットワーク等の整備等の方針 ・地区に隣接する各駅から地区内のスポーツ施設等への歩行者流動を円滑化し、地区内の公園及びオープンスペース、にぎわい施設等の間の回遊性を創出するため、地形条件等も踏まえて、都市公園内の通路と連携したバリアフリー動線を整備するとともに、公園やオープンスペースをつなぐ民地内の歩行者通路を確保するなど、安全で快適な歩行者ネットワークを整備する。 ２．公園及びオープンスペース等の整備の方針	１　道路及び歩行者ネットワーク等の整備等の方針 ・地区に隣接する各駅から周辺市街地や地区内のスポーツ施設等への結節機能の向上を図りつつ、歩行者流動を円滑化し、地区内の公園及びオープンスペース、にぎわい施設等の間の回遊性を創出するため、地形条件等も踏まえて、都市公園内の通路と連携したバリアフリー動線を整備するとともに、公園やオープンスペースをつなぐ民地内の歩行者通路を確保するなど、安全で快適な歩行者ネットワークを整備する。 ２　公園及びオープンスペース等の整備の方針 ・大規模スポーツ施設の連携と都市計画公園としての多様なアクティビティを誘発して、日常的ににぎわいを感じる公園とするため、「公園まちづくり制度」を適用して大規模なオープンスペースを整備する。	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
	建築物等の整備の方針	さまざまな機能が調和した良好な複合市街地を形成するため、以下の方針に基づき、建築物等の適切な誘導、整備を図る。	様々な機能が調和した良好な複合市街地を形成するため、以下の方針に基づき、建築物等の適切な誘導、整備を図る。 ４　道路、公園などの都市基盤施設の整備や「公園まちづくり制度」の適用による土地利用転換を踏まえ、将来の公園区域再編後見直す指定容積率を、Ａ－８－ａ及びＡ－８－ｂ地区はおおむね４００％、Ａ－８－ｃ地区はおおむね６００％と設定し、地域の環境の整備、改善等に資する建築計画の内容を適切に評価して容積率の最高限度を指定することにより、区域特性に応じた建築物の整備を誘導する。	

事　項		旧	新	摘要
再開発等促進区	面積	約５０．７ｈａ	約６４．３ｈａ	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
	土地利用に関する基本方針	５．Ａ−４地区 ・国立霞ヶ丘競技場の建替えに伴う関連施設の集約的な整備を図り、青山通りと地区を連絡する区道 43-670 号沿いの魅力的なにぎわいを創出する宿泊、文化、交流、業務等の諸機能の導入を図る。また、外苑前駅方面から新スタジアムへのバリアフリールートや公園や隣接街区と一体的な広場・緑道等の整備を図る。	５　Ａ−４地区 ・国立霞ヶ丘競技場の建替えに伴う関連施設の集約的な整備を図り、青山通りと地区を連絡する補助線街路第２４号線（スタジアム通り）沿いの魅力的なにぎわいを創出する宿泊、文化、交流、業務等の諸機能の導入を図る。また、外苑前駅方面から新スタジアムへのバリアフリールートや公園や隣接街区と一体的な広場・緑道等の整備を図る。 ８　Ａ−７地区 ・秩父宮ラグビー場の建替えとともに、道路と公園の整備を図り、スポーツ交流を促進する文化交流機能を導入する。また、青山二丁目交差点からつながる歩行者デッキや広場、緑道の整備を図る。 ９　Ａ−８地区 ・公園まちづくり制度の適用を通じ、スポーツクラスター形成を支え、補助線街路第２４号線（スタジアム通り）沿いの魅力的なにぎわいを創出する業務、商業、宿泊、スポーツ・交流、展示等の諸機能の整備を図る。 ・また、地区の東西両側に緑道や歩行者デッキの整備を図るとともに、立地特性に応じて、Ａ−８−ａ地区、Ａ−８−ｂ地区、Ａ−８−ｃ地区に地区を分けて適正かつ良好な土地利用を図る。 １０　Ａ−９地区 ・放射第４号線（青山通り）沿いの拠点として、高度利用を通じた業務機能の高次化を図りながら、青山らしい気品のある沿道のにぎわい形成を図る。また、地下鉄外苑前駅との新たな接続通路や緑豊かな広場等の整備により、緑豊かで快適な複合市街地の形成を図る。 １１　Ａ−１０地区 ・隣接するいちょう並木や公園施設としての開放性に配慮しながら神宮球場の建替えを行うとともに、まとまった規模の広場や歩行者デッキを整備する。また、スポーツ交流を促進する宿泊、交流、商業等の諸機能を導入する。	

<table>
<tr><th colspan="2">事　項</th><th colspan="6">旧</th><th colspan="5">新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td colspan="2">再開発等促進区</td><td>土地利用に関する基本方針</td><td colspan="6"></td><td colspan="5">１２　Ｂ地区
・東京を代表する風格ある都市景観や緑豊かな緑地環境を保全するとともに、歴史を感じるスポーツ交流空間の形成を図る。
１３　Ｂ−１地区
・いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館へのビスタ景を保全しつつ、スポーツ交流機能の導入を図り、地区の歴史や創建趣旨を継承した明治神宮聖徳記念絵画館の前景となる広場を整備する。
１４　Ｂ−２地区
・いちょう並木や既存樹木を保全し、緑豊かな都市景観の形成を図る。</td><td rowspan="9">新たな地区整備計画の策定に伴う変更</td></tr>
<tr><td rowspan="8">再開発等促進区</td><td rowspan="8">主要な公共施設の配置及び規模</td><td>種類</td><td>名称</td><td>幅員</td><td>延長</td><td>面積</td><td>備考</td><td>名称</td><td>幅員</td><td>延長</td><td>面積</td><td>備考</td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他の公共空地</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>広場７号</td><td>－</td><td>－</td><td>約１５，０００㎡</td><td>新設</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>広場８号</td><td>－</td><td>－</td><td>約６，８００㎡</td><td>新設（昇降施設、植栽を含む。）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>絵画館前広場</td><td>－</td><td>－</td><td>約２５，０００㎡</td><td>新設</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>景観広場１号</td><td>－</td><td>－</td><td>約８５０㎡</td><td>新設（植栽を含む。）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>景観広場２号</td><td>－</td><td>－</td><td>約８５０㎡</td><td>新設（植栽を含む。）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>南北通路１号</td><td>約１０．５ｍ</td><td>約４００ｍ</td><td>－</td><td>新設（昇降施設、植栽を含む。）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>南北通路２号</td><td>約６ｍ</td><td>約５５ｍ</td><td>－</td><td>新設（昇降施設、植栽を含む。）</td></tr>
</table>

事　項			旧					新					摘要
再開発等促進区	主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地	－	－	－	－	－	南北通路３号	約６～１０．５ｍ	約７０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽を含む。）	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			－	－	－	－	－	絵画館周縁緑地	－	－	約１０，０００㎡	既設（公園施設等を含む。）	
地区整備計画	位　置		新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ケ谷一丁目、千駄ケ谷二丁目及び神宮前二丁目各地内					港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ケ谷一丁目、千駄ケ谷二丁目及び神宮前二丁目各地内					
	面　積		約２３．７ｈａ					約５１．９ｈａ					
	地区施設の配置及び規模	種　類	名称	幅員	延長	面積	備考	名称	幅員	延長	面積	備考	
		その他の公共空地	歩行者通路	約６ｍ	約１６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	歩行者通路１号	約６ｍ	約１６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	歩行者通路２号	約８ｍ	約２０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	歩行者通路３号	約８ｍ	約６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	歩行者通路４号	約６ｍ	約９０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	歩行者通路５号	約８ｍ	約８０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽、防風対策に資する壁等を含む。）	
			－	－	－	－	－	歩行者通路６号	約８ｍ	約１５０ｍ	－	新設（昇降施設、植栽、を含む。）	

事　項			旧					新					摘要
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	－	－	－	－	－	地下通路	約４ｍ	約１３０ｍ	－	新設	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			歩道状空地３号	約８ｍ	約２５０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	－	－	－	－	－	
			歩道状空地４号	約８ｍ	約３２０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	歩道状空地３号	約８ｍ	約３２０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			歩道状空地５号	約４ｍ	約２１０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	歩道状空地４号	約４ｍ	約２１０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			歩道状空地６号	約４ｍ	約９０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	歩道状空地５号	約４ｍ	約９０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			歩道状空地７号	約２ｍ	約５０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	歩道状空地６号	約２ｍ	約５０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			歩道状空地８号	約２ｍ	約６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	歩道状空地７号	約２ｍ	約６０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	歩道状空地８号	約４ｍ	約１３０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	歩道状空地９号	約４ｍ	約１３０ｍ	－	新設（植栽、防風対策に資する壁等を含む。）	
			－	－	－	－	－	街角広場１号	－	－	約１，２００㎡	新設（植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	街角広場２号	－	－	約１，１００㎡	新設（植栽を含む。）	

事　項			旧					新					摘要
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	－	－	－	－	－	街角広場３号	－	－	約６００㎡	新設（植栽を含む。）	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			－	－	－	－	－	街角広場４号	－	－	約８００㎡	新設（地下、昇降施設、植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	街角広場５号	－	－	約２００㎡	新設（地下鉄出入口、植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	緑道５号	約１６ｍ	約２５０ｍ	－	新設（植栽、防風対策に資する壁等を含む。）	
			－	－	－	－	－	緑道６号	約１０ｍ	約１３０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			－	－	－	－	－	緑道７号	約６ｍ	約１５０ｍ	－	新設（植栽を含む。）	
			緑地	－	－	約６５０㎡	新設	緑地１号	－	－	約６５０㎡	新設	
			－	－	－	－	－	緑地２号	－	－	約２５０㎡	新設	
			－	－	－	－	－	緑地３号	－	－	約２００㎡	新設	
			－	－	－	－	－	緑地４号	－	－	約３００㎡	新設	

事　項			旧					新					摘要
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	－	－	－	－	－	緑地５号	－	－	約６００㎡	新設	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			－	－	－	－	－	緑地６号	－	－	約４，０００㎡	新設（公園施設等を含む。）	
			－	－	－	－	－	保全緑地１号	－	－	約２，０００㎡	既設	
			－	－	－	－	－	保全緑地２号	－	－	約３，５００㎡	既設	
			－	－	－	－	－	保全緑地３号	－	－	約２，０００㎡	既設	
			－	－	－	－	－	保全緑地４号	－	－	約４，０００㎡	既設	

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名　称	Ａ－１地区	Ａ－１地区	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			面　積	約５．４ｈａ	約５．４ｈａ	
		建築物等の用途の制限		次号に掲げるものは建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（り）項に掲げる建築物	次号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物	
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設等	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等	
		建築物等の高さの最高限度		３０ｍ ただし建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	３０ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	
		地区の区分	名　称	Ａ－２地区	Ａ－２地区	
			面　積	約１３．０ｈａ	約１２．８ｈａ	
		建築物等の用途の制限		次号に掲げるものは建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（り）項に掲げる建築物	次号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物	
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設等	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等	

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度		７５ｍ ただし建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	７５ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		地区の区分	名　称	Ａ－３地区	Ａ－３地区	
			面　積	約２．１ｈａ	約２．１ｈａ	
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設等	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等	
		地区の区分	名　称	Ａ－４地区	Ａ－４地区	
			面　積	約１．２ｈａ	約１．２ｈａ	
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げるものは建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（り）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物	
		建築物の容積率の最高限度		１０分の４５ ただし、建築基準法第８６条第１項又は第２項の規定による認定に係る公告対象区域については、これを一の敷地とみなして適用する。	１０分の４５	
		建築物の敷地面積の最低限度		１，０００㎡ ただし、建築基準法第８６条第１項又は第２項の規定による認定に係る公告対象区域については、これを一の敷地とみなして適用する。	１，０００㎡	

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設等	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物等の高さの最高限度		８０ｍ ただし建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	８０ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	
		地区の区分	名称	Ａ－５地区	Ａ－５地区	
			面積	約０．９ｈａ	約０．９ｈａ	
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げるものは建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（に）項に掲げる建築物。ただし、建築物に付属する自動車車庫は除く。 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（に）項に掲げる建築物。ただし、建築物に付属する自動車車庫は除く。 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物	
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設等	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースなど、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等	
		建築物等の高さの最高限度		８０ｍ ただし建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	８０ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	

<table>
<tr><th colspan="4">事　項</th><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">地区整備計画</td><td rowspan="8">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>名称</td><td>Ａ－６－ａ地区</td><td>Ａ－６－ａ地区</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>面積</td><td>約０．５ｈａ</td><td>約０．５ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次の各号に掲げるものは建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（り）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</td><td>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</td><td rowspan="6">新たな地区整備計画の策定に伴う変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
１）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄出入口など円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設等</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
１）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄出入口など、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの最高限度</td><td>１５ｍ
ただし建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td>１５ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地区の区分</td><td>名称</td><td>Ａ－６－ｂ地区</td><td>Ａ－６－ｂ地区</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>約０．６ｈａ</td><td>約０．６ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次の各号に掲げるものは建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（り）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</td><td>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">事　項</th><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="9">地区整備計画</td><td rowspan="9">建築物等に関する事項</td><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
１）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄出入口など円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分及び公共公益施設等</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
１）歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄出入口など、円滑な交通ネットワークの形成に資する建築物等の部分や公共公益施設等</td><td rowspan="9">新たな地区整備計画の策定に伴う変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの最高限度</td><td>５０ｍ
ただし建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td>５０ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地区の区分</td><td>名　称</td><td>－</td><td>Ａ－７地区</td></tr>
<tr><td>面　積</td><td>－</td><td>約５．２ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>－</td><td>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の容積率の最高限度</td><td>－</td><td>１０分の１５</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の容積率の最低限度</td><td>－</td><td>１０分の５
ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。
１）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの
２）便所、休憩所その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の建蔽率の最高限度</td><td>－</td><td>１０分の６</td></tr>
</table>

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の建築面積の最低限度		－	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物の敷地面積の最低限度		－	１，０００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		壁面の位置の制限		－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの	
		建築物等の高さの最高限度		－	５５ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		－	１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 ２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。	
		地区の区分	名称	－	Ａ－８地区	
				－	Ａ－８－ａ地区	
			面積	－	約１．６ｈａ	

事　項			旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	―	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物の容積率の最高限度	―	１０分の２０	
		建築物の容積率の最低限度	―	１０分の５ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		建築物の建蔽率の最高限度	―	１０分の８	
		建築物の建築面積の最低限度	―	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	―	１，０００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	

<table>
<tr><th colspan="4">事　項</th><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="10">地区整備計画</td><td rowspan="10">建築物等に関する事項</td><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td>－</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。
１）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの
２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの</td><td rowspan="10">新たな地区整備計画の策定に伴う変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の高さの最高限度</td><td>－</td><td>８０ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td>－</td><td>１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。
２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地区の区分</td><td>名称</td><td>－</td><td>Ａ－８地区</td></tr>
<tr><td></td><td>－</td><td>Ａ－８－ｂ地区</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>－</td><td>約０．７ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>－</td><td>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。
１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物
２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の容積率の最高限度</td><td>－</td><td>二</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の容積率の最低限度</td><td>－</td><td>二</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の建蔽率の最高限度</td><td>－</td><td>二</td></tr>
</table>

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の建築面積の最低限度		－	二	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物の敷地面積の最低限度		－	二	
		壁面の位置の制限		－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの	
		建築物等の高さの最高限度		－	二	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		－	１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 ２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。	
		地区の区分	名称	－	Ａ－８地区	
				－	Ａ－８－ｃ地区	
			面積	－	約１．４ｈａ	
		建築物等の用途の制限		－	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	
		建築物の容積率の最高限度		－	１０分の９０	

事　項			旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最低限度	－	１０分の２０ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物の建蔽率の最高限度	－	１０分の８	
		建築物の建築面積の最低限度	－	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	－	１，０００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		壁面の位置の制限	－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの	
		建築物等の高さの最高限度	－	１８５ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		－	１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 ２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		地区の区分	名称	－	Ａ－９地区	
			面積	－	約１．６ｈａ	
		建築物等の用途の制限		－	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	
		建築物の容積率の最高限度		－	１０分の１１５	
		建築物の容積率の最低限度		－	１０分の２５ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		建築物の建蔽率の最高限度			１０分の８	
		建築物の建築面積の最低限度		－	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度		－	１，０００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		壁面の位置の制限		－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコース、地下鉄の出入口その他これらに類するもの ３）地域冷暖房施設及び地下鉄の給排気施設	
		建築物等の高さの最高限度		－	１９０ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		－	１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 ２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。	
		地区の区分	名称	－	Ａ－１０地区	
			面積	－	約７．６ｈａ	

事　項			旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	－	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（ぬ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 ３）南北通路１号を含む敷地においては、宿泊の用に供する部分（次の各号に掲げる部分を除く。）の床面積が７，５００ ㎡未満の建築物 ア．一の宿泊室の定員が１人の場合にあっては、当該宿泊室の床面積が１５平方メートル未満のもの イ．一の宿泊室の定員が２人以上の場合にあっては、当該宿泊室の床面積が２２平方メートル未満のもの ウ．店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分（宿泊者のみの利用に供するものを除く。） エ．集会場その他これに類する用途に供する部分（宿泊者のみの利用に供するものを除く。） オ．旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第３項に規定する簡易宿所営業及び同条第４項に規定する下宿営業の用に供する部分	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物の容積率の最高限度	－	１０分の１５	
		建築物の容積率の最低限度	－	１０分の５ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		建築物の建蔽率の最高限度	－	１０分の６	

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の建築面積の最低限度		－	５００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物の敷地面積の最低限度		－	１，０００㎡ ただし、次の各号に掲げる公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。 １）円滑な交通ネットワーク形成に資する昇降施設その他これに類するもの ２）便所、休憩所その他これらに類するもの	
		壁面の位置の制限		－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの	
		建築物等の高さの最高限度		－	６０ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		－	１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 ２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。	
		地区の区分	名称	－	Ｂ－１地区	
			面積	－	約７．５ｈａ	

事　項			旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	－	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（へ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		建築物の容積率の最高限度	－	１０分の２０	
		建築物の容積率の最低限度	－	―	
		建築物の建蔽率の最高限度	－	１０分の４	
		建築物の建築面積の最低限度	－	―	
		建築物の敷地面積の最低限度	－	―	
		壁面の位置の制限	－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの	
		建築物等の高さの最高限度	－	１５ｍ ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	－	１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。 ２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。	

事　項				旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	－	Ｂ－２地区	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			面積	－	約２．８ｈａ	
		建築物等の用途の制限		－	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 １）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）別表第２（へ）項に掲げる建築物 ２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物	
		建築物の容積率の最高限度		－	１０分の５	
		建築物の容積率の最低限度		－	１０分の２ ただし、便所、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。	
		建築物の建蔽率の最高限度		－	１０分の４	
		建築物の建築面積の最低限度		－	２００㎡ ただし、便所、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。	
		建築物の敷地面積の最低限度		－	１，０００㎡ ただし、便所、休憩所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地の場合を除く。	
		壁面の位置の制限		－	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、次の各号に該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除き、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 １）歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの ２）円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、スロープ、コンコースその他これらに類するもの	

<table>
<tr><th colspan="3">事　項</th><th>旧</th><th>新</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地区整備計画</td><td rowspan="2">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の高さの最高限度</td><td>－</td><td>１５ｍ
ただし、建築基準法施行令第２条第１項第６号に定める高さとする。</td><td rowspan="2">新たな地区整備計画の策定に伴う変更</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</td><td>－</td><td>１）建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した色調とする。
２）屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">欄外</td><td>容積率の最高限度には、建築基準法第５２条第１４項第１号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成１６年３月４日１５都市建市第２８２　号）Ⅱ３（１）又は（２）の用途に供する部分を除くことができる。
「地区計画、再開発等促進区及び地区整備計画の区域、主要な公共施設及び地区施設の配置、地区の区分並びに壁面の位置の制限は計画図に表示のとおり」
理由：土地利用転換の動きに併せ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、新たな地区整備計画の策定に伴い、地区計画を変更する。</td><td>注１：容積率の最高限度には、建築基準法第５２条第１４項第１号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成１６年３月４日１５都市建市第２８２号）Ⅱ３（１）又は（２）の用途に供する部分を除くことができる。
注２：容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物の敷地面積の最低限度については、建築基準法第８６条第１項若しくは第２項又は建築基準法第８６条の２第１項の規定による認定に係る公告対象区域とする場合には、これを一の敷地とみなして適用する。
「地区計画、再開発等促進区及び地区整備計画の区域、主要な公共施設及び地区施設の配置、地区の区分並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」
理由：都市景観、風致の保全を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新による魅力的なスポーツクラスターと複合市街地の形成を図るため、公園まちづくり制度の適用による都市計画公園の変更の土地利用転換の動きに併せ、地区計画を変更する。</td><td>文言の整理</td></tr>
</table>

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画　　位置図

〔東京都決定〕

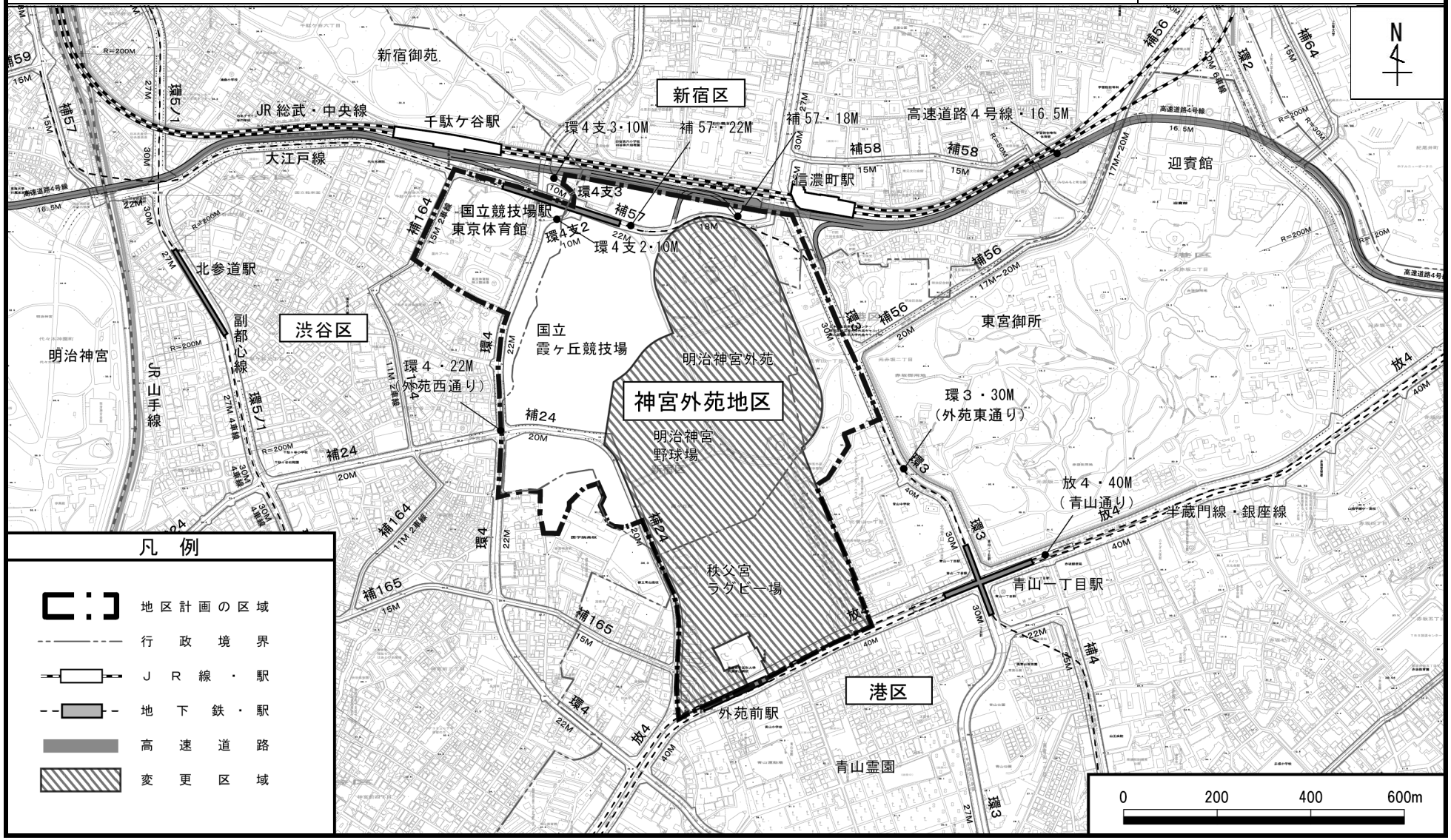

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（３都市基交第５３２号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基街都第１９１号、令和３年９月１４日

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画　　計画図１

〔東京都決定〕

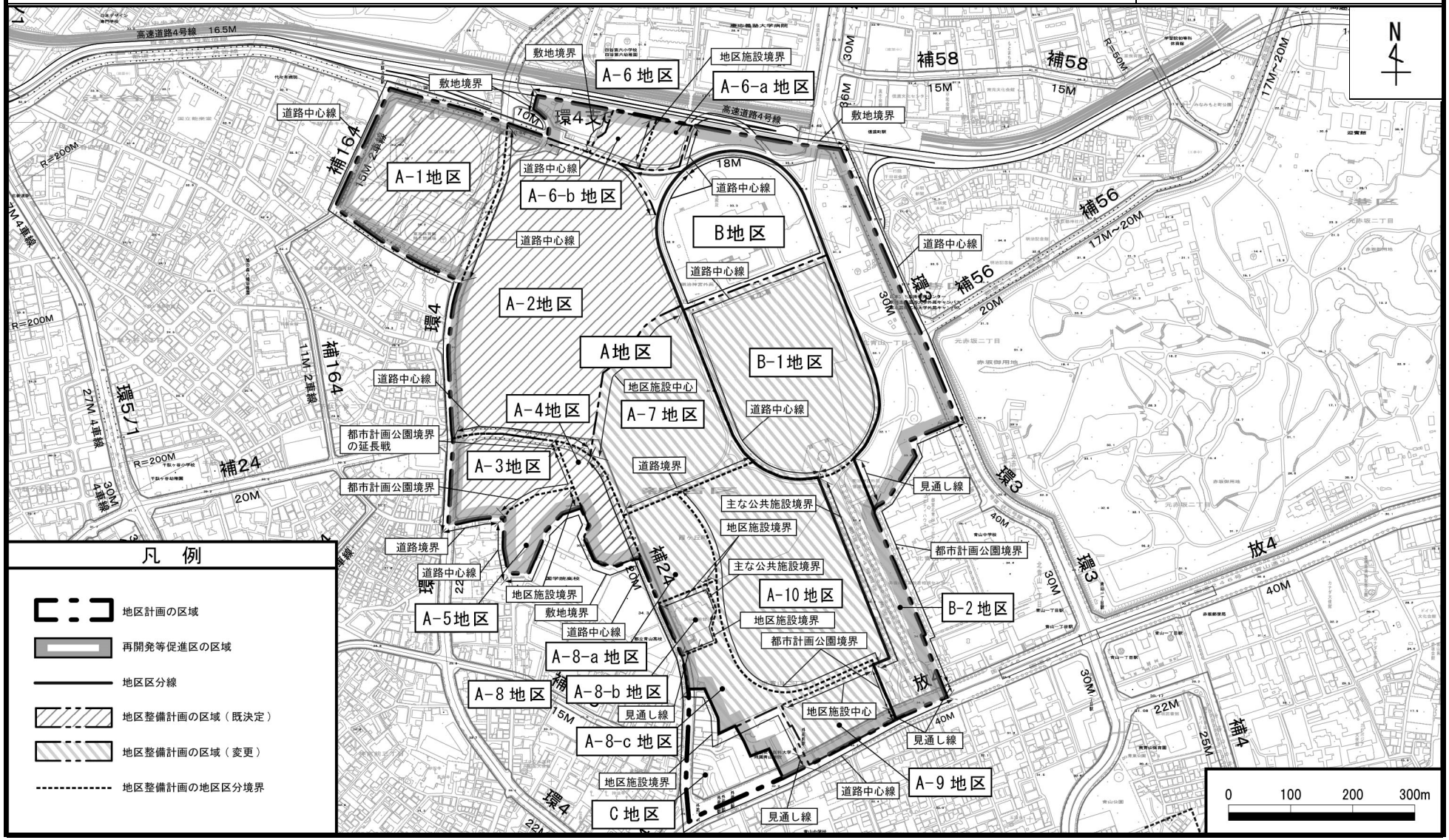

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（３都市基交第５３２号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基街都第１９１号、令和３年９月１４日

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画　　計画図２

〔東京都決定〕

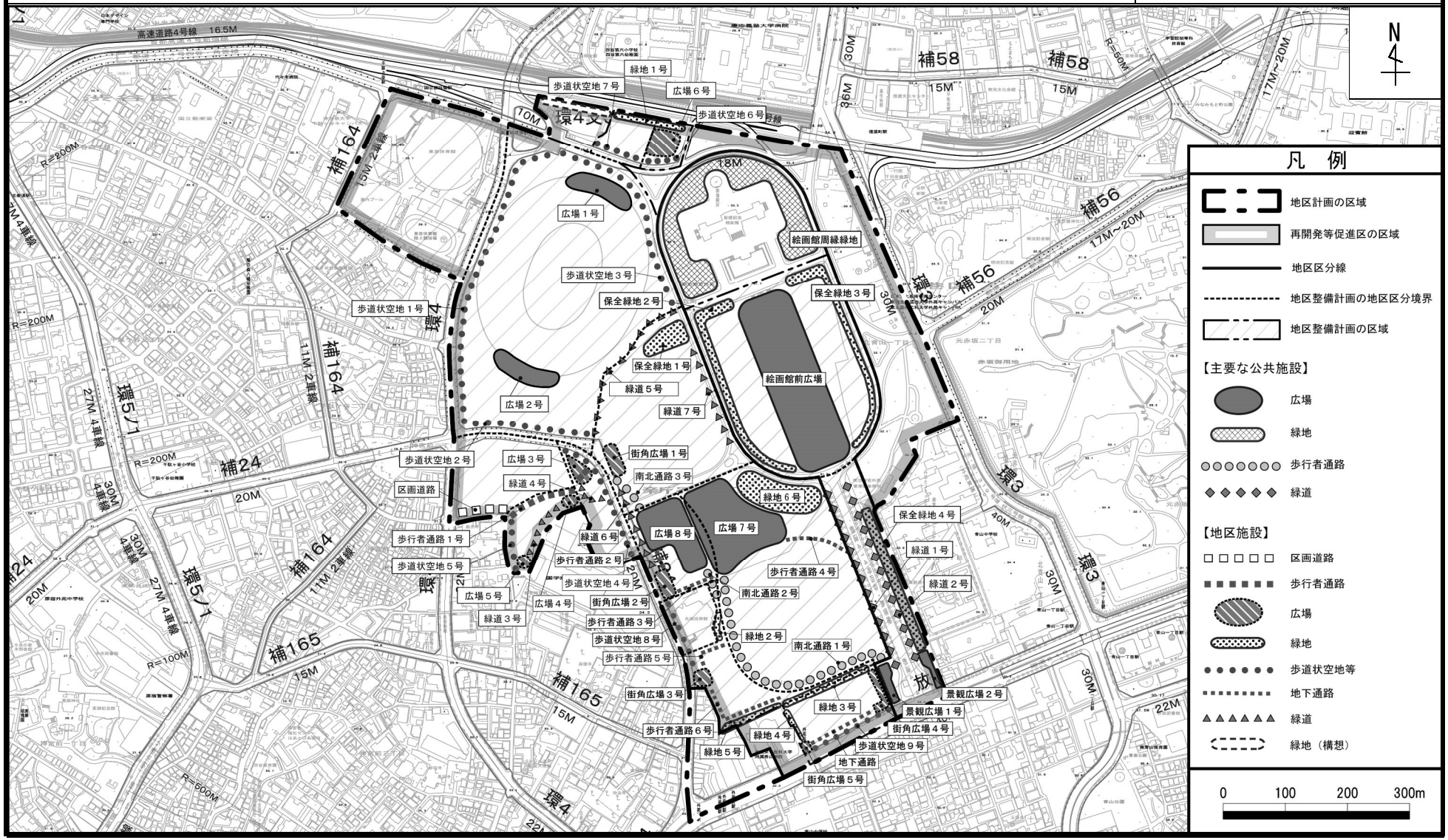

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（３都市基交第５３２号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基街都第１９１号、令和３年９月１４日

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画　　計画図３

〔東京都決定〕

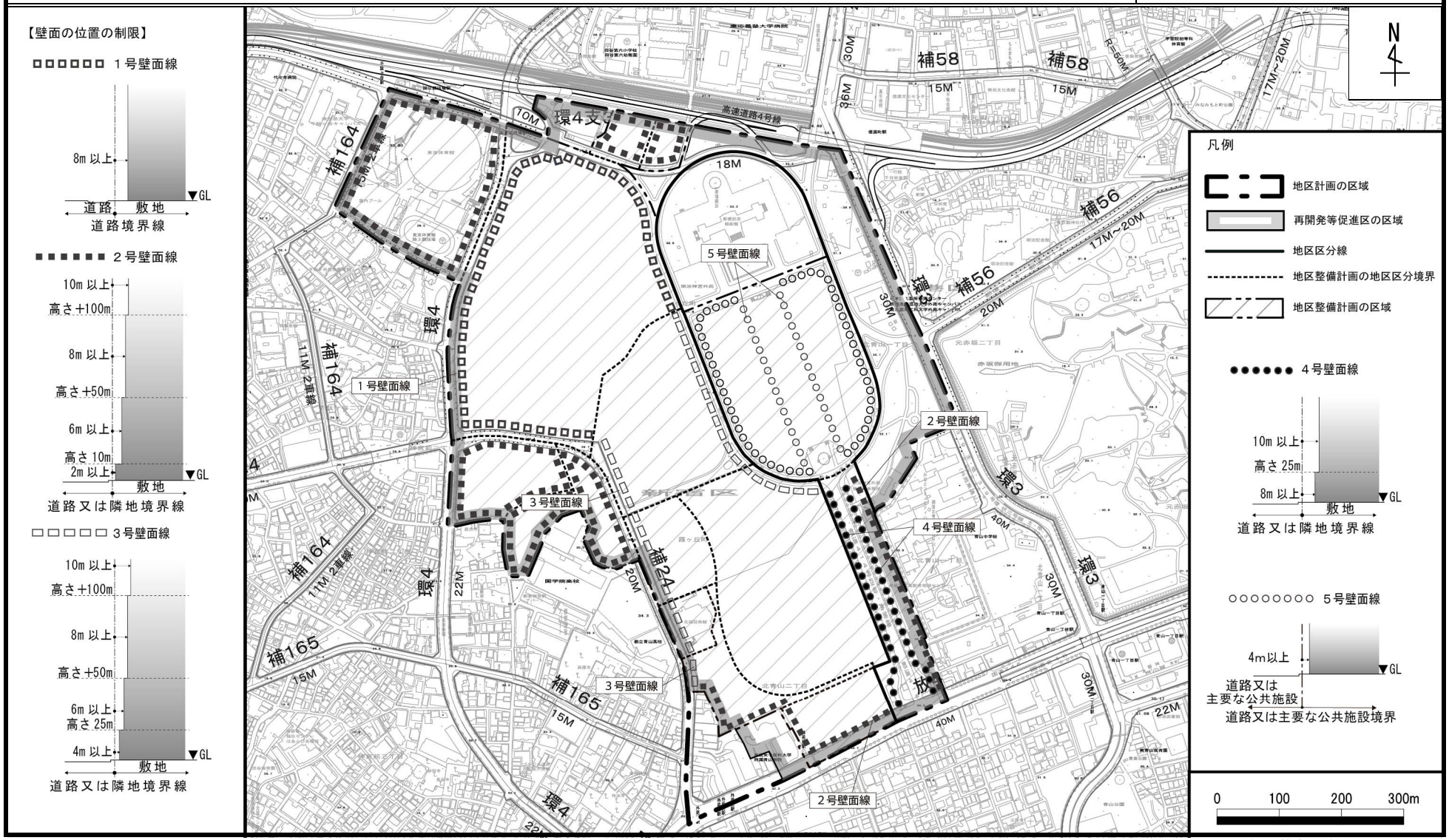

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（３都市基交第５３２号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）３都市基街都第１９１号、令和３年９月１４日

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画 参考図１（歩行者デッキ・地上・地下レベル）〔東京都決定〕

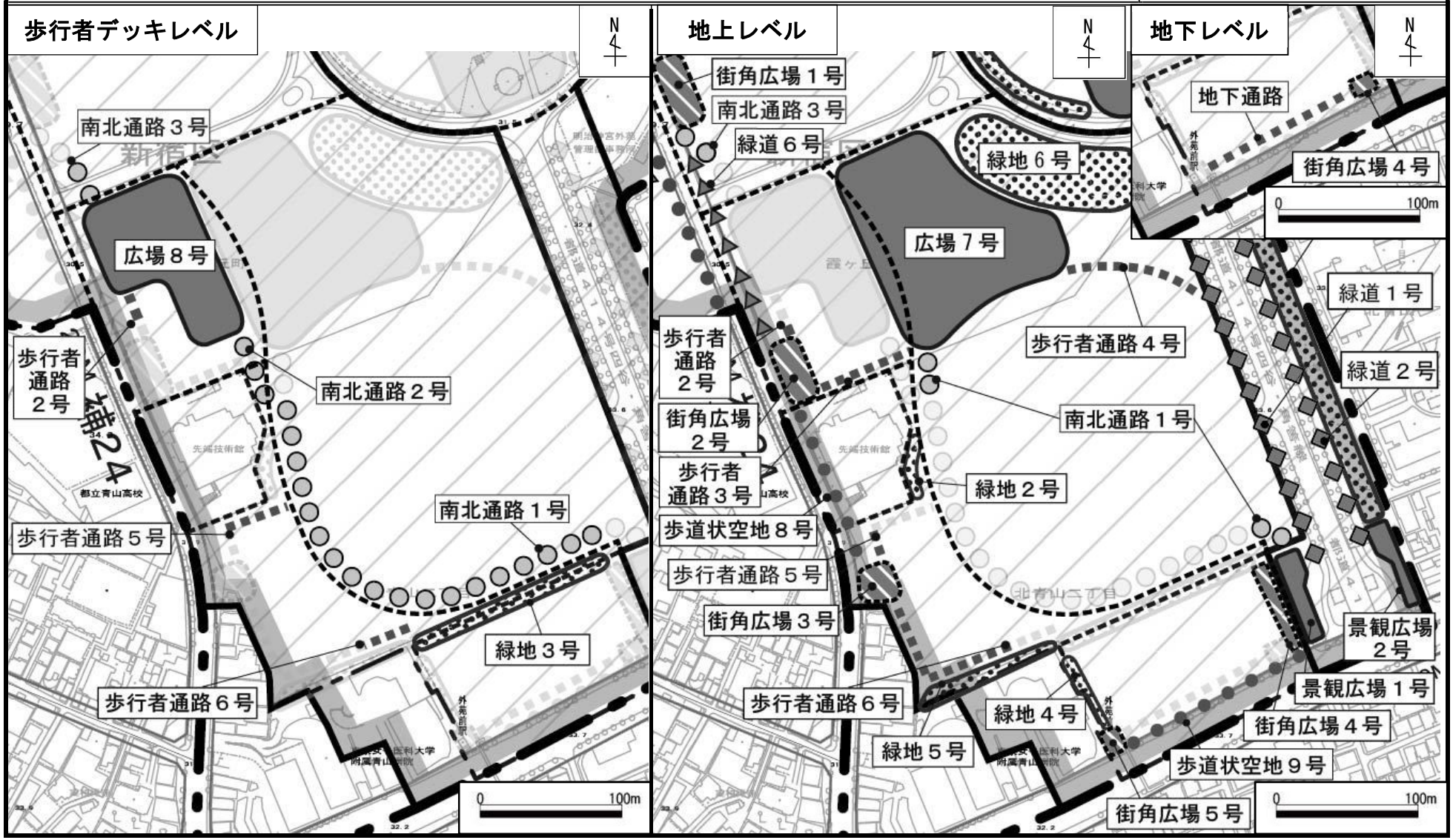

この地図は、国土地理院長の承認（平２４関公第２６９号）を得て作成した東京都地形図（Ｓ＝１：２，５００）を使用（３都市基交第５３２号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基街都第１９１号、令和３年９月１４日

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画　　参考図２（断面図）
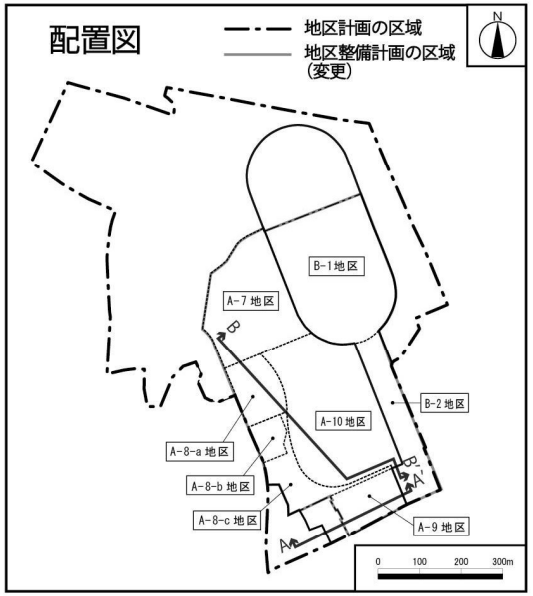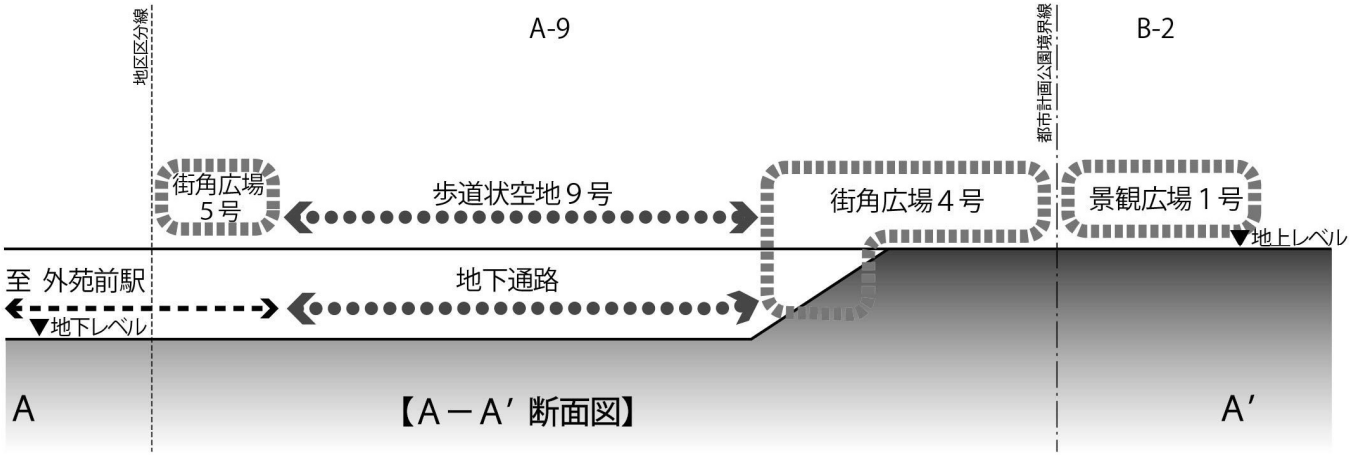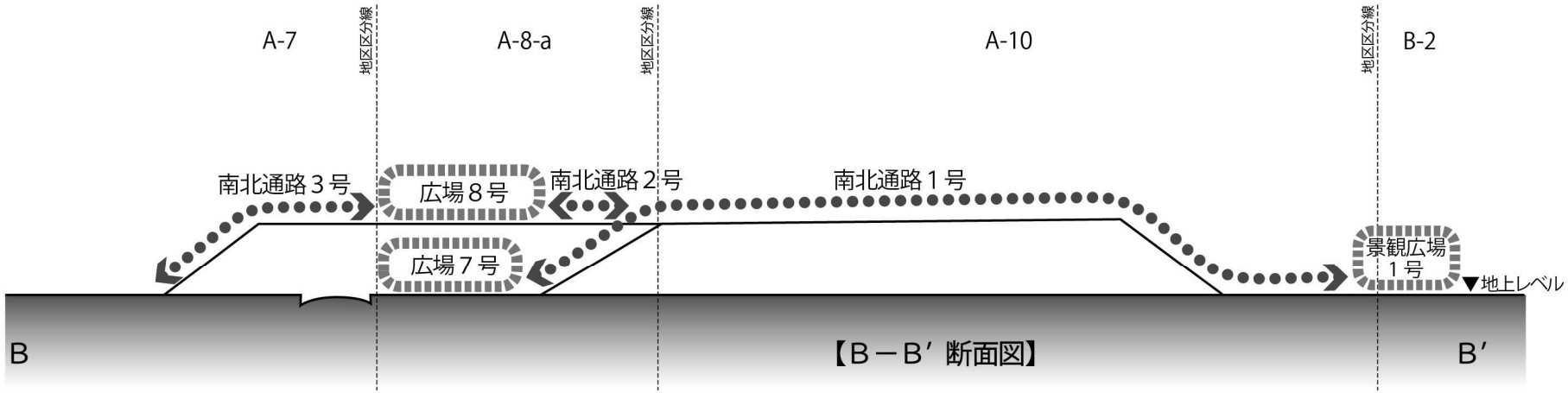
〔東京都決定〕